

Q1. 中途退職する社員（60歳未満）に伝えるべきことを教えてください

平成26年4月から中途脱退者の企業年金連合会への移換が停止されました。

平成26年4月以降に退職された方は、**A-1** をご覧ください。

平成26年3月以前に退職された方は、**A-2** をご覧ください。

A-1 （平成26年4月以降に退職された方）

- ・必ず将来の年金に結びつきます。
- ・当基金から「基本年金」が支給されます。
- ・「加算部分」の上乗せは、加入期間や選択内容により変化します。（退職一時金・選択一時金）
- ・将来の年金は「基本年金」65歳・「加算年金」60歳から支給されます。
- ・支給開始年齢になるまでの住所・氏名の変更にご注意ください。（案内が来なくなる）

年金の請求

- ・支給開始年齢（60歳～65歳）になったときに「裁定請求」の手続きが必要です。
- ・裁定請求のご案内は、支給開始前月に基金からお送りします。

加算部分について（基金独自の上乗せ部分）

- ・3年未満の方は、加算部分には**該当しません**。
- ・3年以上10年未満の方は、退職時に加算部分として「退職一時金」にかかる**「退職一時金受給にかかる選択確認書」**の提出が必要です。
（退職一時金相当額を他制度へ移換して年金化できる選択肢がある）
- ・10年以上の方は、終身の加算年金の支給が原則です。
希望すれば、加算年金（20年保証付の終身年金）を**「選択一時金」**で受取ることもできます。

加入員向けQ&Aもご参照ください。

お伝えいただきたいポイント

- ① 将来「大阪薬業に加入した期間の年金」を大阪薬業からうけとることになります。
- ② ご本人に**加入員証を返却**してください。
再び当基金の加入事業所にお勤めになるとき、この加入員証が必要になります。
- ③ 退職してから支給開始年齢までのあいだに**お名前や住所に変更があったときは、速やかに当基金に変更の届出**をするようにお伝えください。
（将来年金を請求する時期がきてもご案内がお手元に届かなくなります）

詳しくは「基金の年金・一時金」をご参照ください。

A ー 2

(平成26年3月以前に退職された方)

- ・必ず将来の年金に結びつきます。(加入期間によってご案内の内容が変わります)
- ・将来の年金支給先が分かります。(企業年金連合会)または(当基金)
- ・「加算部分」の上乗せは、加入期間により変化します。(退職一時金・選択一時金)
- ・支給開始年齢になるまで、住所・氏名の変更にご注意ください。(案内が来なくなる)

年金の支給先が分かれることとなります

- ・加入10年未満の方は「**企業年金連合会**」
- ・加入10年以上の方は「**大阪薬業厚生年金基金**」

いずれも、支給開始年齢(60歳)になったときに手続きが必要です。

支給時期になると連合会・基金のいずれかがご本人あてに裁定請求のご案内をお送りすることになっています。

加算部分について(基金独自の上乗せ部分)

- ・3年未満の方は、加算部分には**該当しません**。
- ・3年以上10年未満の方は、退職時に加算部分として「退職一時金」にかかる「**退職一時金受給にかかる選択確認書**」の提出が必要です。
(退職一時金相当額を他制度へ移換して年金化できる選択肢がある)
- ・10年以上の方の加算部分は、**終身の年金**で支給されます。
ただし、希望すれば、加算部分の年金(20年保証付の終身年金)を「**選択一時金**」として一時金に換算して受取ることもできます。

加入員向けQ&Aもご参照ください。

お伝えいただきたいポイント

- ① 将来「大阪薬業に加入した期間の年金が受けられること」および「その年金は連合会か基金のどちらからうけることになるか」をお伝えください。
- ② ご本人に**加入員証を返却**してください。
再び当基金の加入事業所にお勤めになるとき、この加入員証が必要になります。
- ③ 退職してから支給開始年齢までのあいだに**お名前や住所に変更があったときは、速やかに当基金に変更の届出**をするようにお伝えください。
(将来年金を請求する時期がきてもご案内がお手元に届かなくなります)

詳しくは「基金の年金・一時金」をご参照ください。

平成26年4月から、 中途脱退者の企業年金連合会への 移換停止による対応について

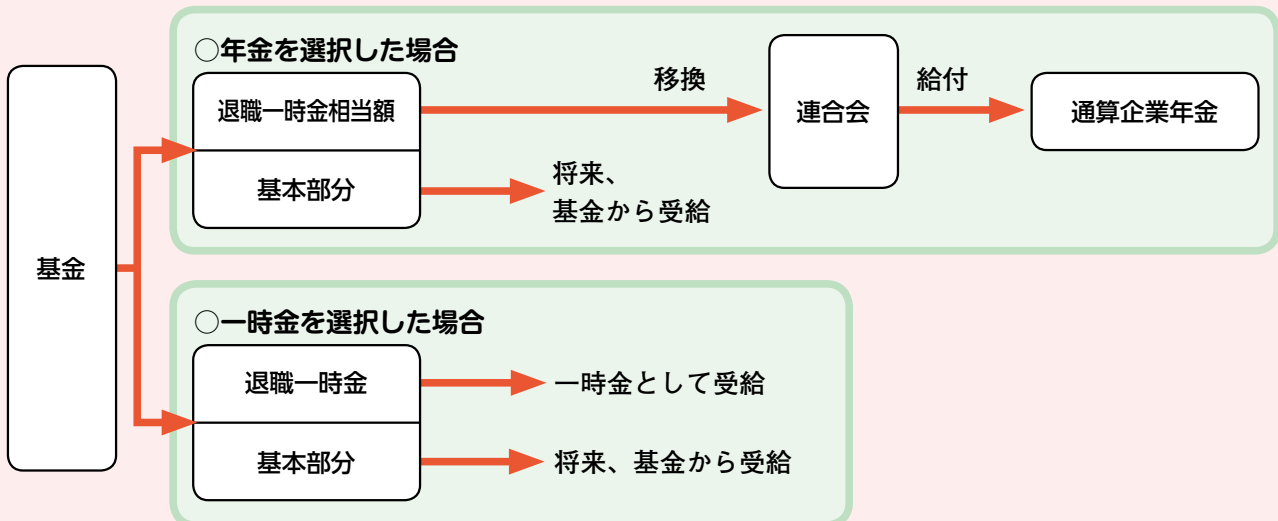
平成26年4月1日から施行される改正厚生年金保険法により、企業年金連合会（以下「連合会」といいます）の業務内容が変更されることに伴い、中途脱退者（基金加入が10年未満かつ60歳未満で退職した人）のうち連合会移換者にかかる老齢年金給付義務（基本年金）の移換が停止されることになりました。

今後は、連合会へ移換せず当基金の未裁定待期者として管理され、将来、当基金から基本年金を支給することになります。

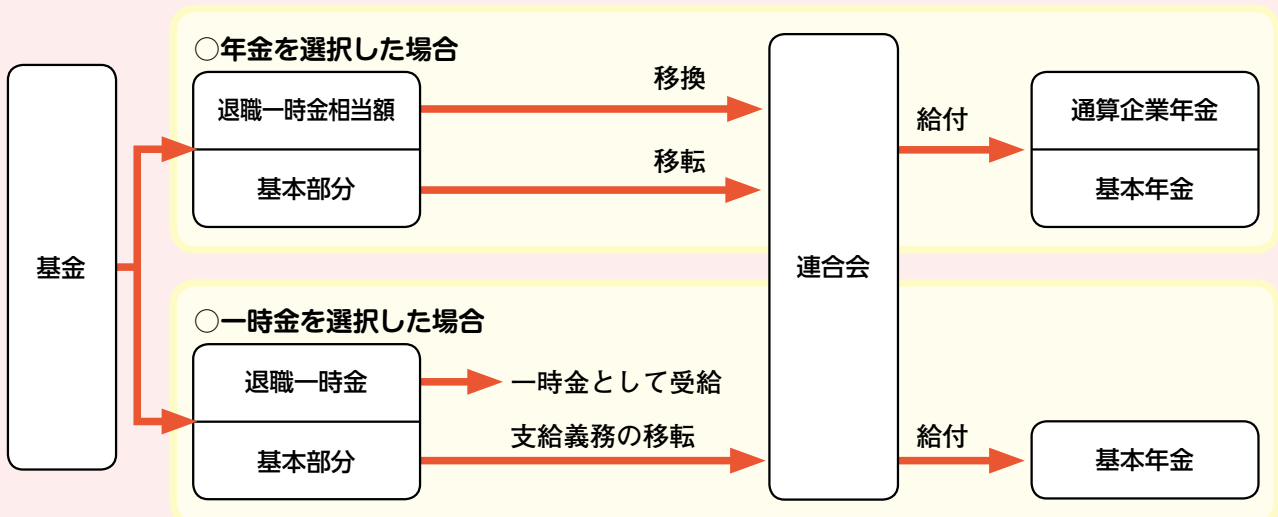
該当される方には、退職されてから1～2カ月後、当基金より将来の年金見込額のご案内をお送りさせていただきます。退職後、住所・氏名等を変更された場合は、必ず基金までご連絡をお願いいたします。

〈基金加入3年以上10年未満で退職される方の給付イメージ〉

1. 平成26年4月1日以降



2. 平成26年3月31日まで



(注) 3年未満で退職された方は、基本年金のみの支給になり一時金支給要件に該当いたしません。